

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月3日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第1号

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡県議会委員会条例（昭和31年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第10条（略）	第10条（略） <u>第10条の2</u> 委員長は、 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害の発生により全委員の招集が困難と認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。</u>
	<u>2</u> 前項の場合において、 <u>オンラインによる委員会への出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>
	<u>3</u> 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、 <u>第11条及び第12条に規定する出席委員とする。</u>
	<u>4</u> <u>オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>
第11条（略）	第11条（略）
第14条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。	第14条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会は、 <u>オンラインを活用して開催する場合を除き</u> 、その議決で秘密会とすることができる。
2～5（略）	2～5（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。